

教職課程科目一覧表／高等学校教諭一種免許状（英語）

【国際福祉開発学部 国際福祉開発学科】2022年度新入学生より適用

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	*法と社会(日本国憲法)	4	●				
	体育		2	*健康・スポーツ	2	●				
	外国語コミュニケーション		2	*英語コミュニケーションⅠ	①	●				
				*英語コミュニケーションⅡ	1	●				
	情報機器の操作		2	*情報処理演習Ⅰ	2	●				
				*情報処理演習Ⅱ	2	○				
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理（中高）	2		●				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門（中高）	②		●				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（中高）	②		●				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達の心理学（中高）	2		●				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論（中高）	2			●			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中高）	②		●				
		導法及び総合的な学習の指導法		総合的な学習の時間の指導法（中高）	2			●			
	導法及び総合的な学習の指導法に関する科目	特別活動の指導法	8	特別活動方法論（中高）	2			●			
		教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術の活用を含む）（中高）	2			●			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								注8)	
		生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論（中高）	2			●			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の基礎と方法（中高）	2		●				
	教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1			●	●		
		教育実習Ⅱ（中高）		4				◎		何れかを選択必修	
教育実習Ⅲ（中高）		2					◎				
教職実践演習		2		教職実践演習（中高）	2				●		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	24	*英語学概論	②	●				必修科目3単位を含む6単位以上を修得すること	
				*英語学演習	2		◎				
				*英語音声学	2		◎				
				*英語総合基礎Ⅰ	1	●					
		英語文学		*英語総合基礎Ⅱ	1	◎					
				*英語文学史	②			●			必修科目2単位を含む4単位以上を修得すること
				*英語文学講義Ⅰ	2			◎			
		*英語文学講義Ⅱ		2			◎				
		英語コミュニケーション		*英語総合コミュニケーションⅠ	2		●				
				*英語総合コミュニケーションⅡ	2		○				
	*Writing & CommunicationⅠ		2		●						
	異文化理解	*Writing & CommunicationⅡ	2		○						
		*国際フィールドワークⅠ	4		●				必修科目6単位を含む8単位以上を修得すること		
		*異文化理解	2		◎						
		*アジアのローカル言語と文化	2		◎						
	*多文化共生論	2				◎					
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	*英語科教育法Ⅰ	②		●						
*英語科教育法Ⅱ		②			●						
*英語科教育法Ⅲ		②				●					
*英語科教育法Ⅳ		②					●				
大学が独自に設定する科目			12 (注3)	道徳教育の指導法(中)	2		○				
				*国際協働インターンシップ	2			○			
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」から計59単位以上を修得すること							

- 印：必修科目 ◎印：選択必修科目 ○印：選択科目
- 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から合計59単位以上を修得すること
- 注2) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上を修得することが定められている。
- 注3) 大学が独自に設定する科目について「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- 注4) *印を付した科目は、卒業単位に算入する。
- 注5) 教育実習Ⅰの事前指導に合格していない場合、教育実習Ⅱ・Ⅲは履修できない。
- 注6) 単位数に○印を付した科目について免許教科毎に7科目以上を修得していない場合、教育実習Ⅱ・Ⅲは履修できない。
- 注7) 履修カルテの課題を所定の時期までに達成すること。
- 注8) 本科目区分の内容は、「教育方法論（情報通信技術の活用を含む）（中高）」に含めて実施する。